

雲仙市定住促進奨学資金償還補助金

雲仙市では、若者の移住・定住の促進を図るため、市内に居住し奨学資金を償還する方に対し、償還金の支払額の一部を補助します。

**※現在奨学金を償還中で、
補助対象者に該当する方、
すべてが対象となります。**

**償還金支払額の2分の1
年間6万円×10年間を
支援！（大学の場合）**

次の項目の全てに該当する方。

- ① 承認申請時点で雲仙市に居住し、交付申請後5年以上定住することを誓約する方
- ② 市内外を問わず、就労している方
- ③ 奨学資金を自ら借入れ(連帯債務を含む。)、自ら償還する方
- ④ 自ら又は同居の親族が自治会に加入している方
- ⑤ 雲仙市税及び支払うべき償還金の滞納がない方
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方又は交付申請時点において暴力団員でなくなった日から5年以上経過している方
- ⑦ 国家公務員または地方公務員でない方（会計年度任用職員除く）

補助対象者

補助対象の
奨学資金等

雲仙市、公益財団法人長崎県育英会、独立行政法人日本学生支援機構、その他自治体、社会福祉協議会から借入れを行ったもの。

補助金額

承認決定以降に支払う償還金の2分の1以内とし、上限額は、下記のとおりです。ただし、繰上償還等による償還金の支払額の増額分は含みません。なお、毎年申請手続きが必要で、最長10年間申請可能です。

上限額（年間）：高等学校 3万6千円、
専門学校等 4万5千円、大学等 6万円

補助金の流れについては
裏面をご覧ください。

【お問合せ先及び提出先】

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市 地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班

TEL 0957-47-7805（直通）

「定住促進奨学資金償還補助金」 交付までの流れ

申請者

雲仙市

①承認申請（※最初の1回のみ）

【提出書類】

- (1) 補助金承認申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 奨学資金等を貸与した機関が発行する奨学資金等の貸与総額及び償還計画がわかる書類
- (4) 自治会加入証明書（様式第3号）

②受付



審査



③承認決定通知書

※提出から1か月程度

※交付申請時に必要となりますので、大切に保管してください。

受領

償還金の支払い

（※承認決定以降の償還分しか補助の対象となりません）

④交付申請（※毎年1回、最大11回必要）

※補助対象月は1月から12月です。

12月の支払いまたは、補助対象上限額を超える支払いが終了した月の翌月15日までに提出をお願いします。

【提出書類】

- (1) 交付申請書（様式第5号）
- (2) 償還金支払実績報告書（様式第6号）
- (3) 償還金を支払ったことを証明できる書類（領収書、通帳の写し等）
- (4) 就労証明書（様式第7号）
又は就労報告書（様式第8号）
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 承認決定通知書の写し
- (7) 調査承諾書（様式第9号）および転入直後で雲仙市税の課税がない者にあつては前住所地の市区町村税の滞納がないことを証する書類
※転居等により自治会が変わった場合には自治会加入証明書の提出が必要です。

⑤受付



審査



⑥交付決定通知書

※提出から1か月程度

受領

⑦交付請求

※交付確定通知書受領後速やかに提出ください
補助金交付請求書（様式第11号）

⑧受付及び補助金の支払

※提出から1か月程度

詳細と
様式は
こちら



【問合せ先及び提出先】 ※郵送又は各総合支所でも提出できます
〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市役所 地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班
TEL: 0957-47-7805(直通)